

信州型フリースクール認証制度検討会議 設置要綱

(趣旨)

第1条 本県の不登校児童生徒等の子どもたちにとって多様な学びの選択肢を確保するとともに、一人ひとりの子どもの特性や状況に応じた質の高い学びを継続的に実現していくために、フリースクール等民間施設に関する公的認証制度について検討する上で、学識経験者・教育関係者・フリースクール等民間施設運営者・保護者等の意見を聴くため、信州型フリースクール認証制度検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 検討会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 不登校児童生徒等の現状について
- (2) フリースクール等民間施設の運営状況について
- (3) 認証制度について
- (4) 認証項目について
- (5) 認証されたフリースクール等民間施設に関する支援について

(構成)

第3条 検討会議の構成員は、別表のとおりとする。なお、必要に応じ、その他の者の意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置く。

(開催時期)

第5条 検討会議は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、開催するものとする。